

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2026 年 7 月 1 日号

金融取引に対する移転価格調査の本格化 ～移転価格事務運営要領改訂後の税務調査動向～

Executive Summary

- 事務運営指針の改訂により、近年、グループ内金融取引（貸付・保証等）に係る移転価格調査が強化されている。金額的な重要性等も踏まえ、通常の法人税調査においても取り上げられる傾向にある。
- 税務当局は、ローカルファイルや取引資料等の提出を従来より求める傾向がみられる。
- 納税者が金利・保証料率の妥当性を十分に説明できない場合には、税務当局が格付機関の定量モデル等に基づいて料率を算定するリスクが高まっている。特に業績が低調な債務者との取引は着目されるケースが多い。
- 税務当局は個社の財務データを重視した分析を行うため、多くの納税者が前提とするグループ信用力に基づく評価との乖離が、主な争点となる可能性がある。
- 信用力評価、ベンチマーキング手法、その他解釈に幅のある論点（保証元本の捉え方等）については、あらかじめ十分に検討した上で文書化しておくことが重要である。また、事務運営指針の改訂から時間が経過するにつれて、新指針に基づく調査対象期間が拡大するため、より早期の対応が重要となる。

1. はじめに

国税庁の移転価格事務運営要領（以下「事務運営指針」）の改訂¹により、2022(R4)年 7 月以後に開始した事業年度については、新たな指針に基づく税務調査が実施されている。

中でも、グループ内金融取引に係る移転価格は、重点的な確認事項として取り上げられる事例が増加している。

2. 金融取引の移転価格調査の動向と特徴

2024(R6)年秋以降、グループ内貸付、保証及びキャッシュ・プーリングに係る調査対応に関するご相談が増加している。これらの調査には、以下の特徴が認められる。

(1) 専門チームの活用及び一般法人税調査における対象化

主要な国税局では、独立企業間利率や保証料率を分析する専門チームが整備されていると考えられる。この結果、従来は基本的に移転価格の専門調査に扱われていた金融取引についても、通常の法人税調査において対象とされるケースが増加している。

(2) ローカルファイル等の提出要請の強化

調査班が法人税申告書別表及び財務情報等によりグループ内金融取引の存在を把握した場合、期限を付してローカルフ

¹ 金融取引に係る新指針は、我が国固有の規定をグローバルスタンダード（OECD 移転価格ガイドラインに基づく考え方）に置き換えるもの。概要については、「[グループ内金融取引に係る移転価格の新指針の適用開始について～2024 年 7 月より開始する法人税調査から本格化～](#)」（Japan Tax Newsletter 2024 年 5 月 1 日号 デロイト トーマツ 税理士法人 ウェブサイト）を参照されたい。

イル等の資料提出を求める傾向にある。近時では、調査着手時の資料依頼リストにローカルファイルが含まれるケースも増加している。

その後、提出資料に基づき金利及び保証料率の妥当性についての説明が求められることとなるが、十分な説明が行われない場合には、税務当局により料率が算定される可能性が高まる。

(3) 税務当局による料率の算定

納税者が料率の妥当性について十分な説明を行うことができない場合、税務当局は格付機関の定量モデル等を活用し、各社の財務データに基づき信用力の評価を行った上で、独立企業間金利及び保証料率の算定を行っている。

当該算定の主な特徴は、以下のとおりである。

■ 業績が低調な債務者に焦点を当てた調査

格付機関の定量モデルは、通常、債務者ごとに個別分析を行う必要がある。そのため、赤字会社や債務超過会社など、増差所得（調査による所得の増加額）がより大きい可能性がある債務者に焦点を当てた調査事例が増えている。業績が低調な債務者との取引においては低い格付が付与され、その結果として税務当局からは高い金利及び保証料率が提示される傾向がある。この点について、グループの信用力を重視する納税者の評価との間に差異が生じるケースが増えている。

■ 格付機関の定量モデル等を利用した料率算定

税務当局は、公開入札情報や税務調査時の提供資料から、大手海外格付機関の定量モデル等を導入して料率を算定していると考えられる。ただし、納税者がその他のモデルやデータを用いて分析を行ったとしても、合理的である限りは認められると考えられる。

■ 保証料率の算定方法

保証料率については、基本的に「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」における前提条件 3 と同様に、スプレッド差及び期待損失率の平均値により算定される。この点は、最適な単一手法を選定する海外実務とは異なる取扱いとなっている。

(4) 税務調査の観点からリスクが高い取引

納税者が料率の妥当性について十分な説明を行うことができない場合、税務当局は独立企業間金利及び保証料率の算定を行っている。調査の対象となりやすい取引の特徴は、以下のとおりである。

- 債務者の業績が著しく低調な取引（例えば、債務超過会社や連続赤字会社への貸付や保証）
- 元本金額が大きい取引
- 金利及び保証料率が長期間固定されている、又は一律に設定されている取引
- 貸付金利と調達金利との整合性が確保されていない取引、又は料率の算定根拠を十分に説明できない取引

(5) 調査対応における留意点

金融取引に係る移転価格については、OECD 移転価格ガイドライン及び事務運営指針において一定の枠組みが示されている。もっとも、その解釈及び具体的な適用方法には幅があるため、実務上の判断が分かれる場面も存在する。例えば、信用力の評価方法やベンチマーキング手法のほか、保証料算定における元本の範囲（契約上の保証額が実際の借入残高か）についても、見解の相違が生じ得る。

このような点を踏まえ、自社としての考え方を整理し、その根拠を文書として事前に整備しておくことが重要である。

(6) 価格是正の困難性

金融取引は長期契約となる場合も多く、仮に問題が認識されたとしても、残存期間に係る価格調整が他国において認められないケースがある。このため、事後的な対応には限界があり、事前の検討が極めて重要となる。

3. おわりに

旧事務運営指針の下では、金融取引に対する移転価格調査は比較的限定的であったことから、ローカルファイルに金融取引を記載していない、又は分析対象としていない企業も一定程度存在すると考えられる。

しかしながら、事務運営指針の改訂後は、金融取引に対しても調査が行われ、さらに時間の経過とともに是正対象期間が長期化する可能性があるため、グループ内ファイナンスの取引金額が大きい企業においては速やかに移転価格の検討を行うことが望まれる。

デロイトトーマツ税理士法人では、金融取引に係る移転価格対応について、現状分析、プライシングポリシーの検討、分析の実施、文書化及び調査対応に至るまで、一連のプロセスを包括的に支援している。

（東京事務所 尾林 孝幸、田中 陽一郎）

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト・トーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800（代）

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000（代）

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533（代）

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 8 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト・トーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト・トーマツ、デロイト・トーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行います。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>